



# Certified Social Worker くまもと

## 特集(第1回)

立ち直りを支援する  
司法と福祉をつなぐソーシャルワーク

第53号

【事務局】  
 一般社団法人 熊本県社会福祉士会  
 熊本市東区健軍本町1-22  
 東部ハイツ105  
 Tel 096-285-7761  
 Fax 096-285-7762  
 E-mail:kumacsw@lime.plala.or.jp  
 【その他連絡先】  
 熊本市中央区本荘2丁目3の8  
 熊本乳児院内  
 Tel 096-371-1396  
 Fax 096-371-1633  
 発行者 甲斐 國英  
 編集者 永田 直往  
 発行日 2015年8月1日

2015年度

## 第1回定時社員総会を終えて

去る5月30日(土)に交通センターホテルにて定時社員総会が開催されました。

第一部(2015年度第1回社会福祉セミナー)では、熊本県健康福祉部社会福祉課主幹桑原博史氏から「熊本県における生活困窮者自立支援法施行の取り組みについて」、子ども未来課参事西塔聖哲氏からは「子ども・子育て支援新制度」について講演を頂きました。一般の参加者からは、話には聞いていたが今までは何のことか分からなかつたが理解できたという感想も聞くことができました。一般の方の参加も62名あり、少しずつですが会の活動が県民の皆様にも周知されるようになつてきたのだと実感しています。

さて、定時社員総会ですが、今回は一般社団法人に移行して初めての事業報告・決算報告となりました。熊本県社会福祉士会としましては、常に会員の皆様の視点に立つた運営を心掛けておりますが出来ていないうちも多く、今後一つずつ改善していく所存です。

以下概要を記載致します。(詳しくは、先に配布の2015年度第1回定時社員総会資料をご参考ください。)

## (1)事業報告

公益目的事業では、①熊本県社会福祉士学会の開催(参加186名・会員129名、一般57名)、②社会福祉セミナーを開催(参加397名・会員145名、一般252名)、③社会福祉よろず相談(通年)では一般県民の方から4件の相談に対応させて頂きました。県民の皆様にとって、会の活動が一助となりません。

その他の事業に関するものでは、会員サービス委員会を始めとする各種委員会および地域ブロックにおいて、年間を通して活発な活動を図つて頂きました。会員の皆様が本来持つておられる業務を超えての活動に対し心より感謝申し上げる次第です。

## (2)決算報告

決算につきましては、2014年度はマイナスの収支でした。このマイナスは公益事業部門およびその他の事業部門の双方において発生しています。公益事業については、2013年度までに正味財産として留保された資産を公益目的財産額として確定し、公益事業に支出することが義務付けられています。そのため、公益目的事業に関する収支はマイナスになります。そのため、公益目的事業に関する収支はマイナスになるべく予算組みされていますので、その使用計画と大きく隔たりがない限り課題とすべきマイナス収支ではありません。(上記、事業報告内容の公益目的事業に支出をしています。)

しかし、その他の事業についての年度収支は基本的にプラスにする必要があります。本会執行部としては、無駄な支出を抑えることは当然ながら、会員サービスに繋がる経費については会員拡大の観点からも必要なものとして捉えています。会員数も順調に増えつつあり、収入プラスの目途も既に立ち、前年度にも増して熊本県社会福祉士会の活動も充実してきています。

会員の皆様には、社会福祉士会会員であることを存分に活用され、他業種に及ぶ積極的なネットワークの構築、スキル等の向上にお役立てください。

※2015年度4月よりご希望頂いた会員様にはメールによる研修等案内をさせて頂くようになりました。まだ、メール登録をされてない方で希望される方は事務局へご一報ください。

## 特集(第1回)

### 立ち直りを支援する

#### 司法と福祉をつなぐソーシャルワーク

刑務所や更生保護施設、地域生活定着支援センターに社会福祉士がいることを存じでしようか。司法と福祉をつなぐ領域でのソーシャルワークを3回シリーズでお届けします。

## 1

### 司法と福祉の架け橋――必要とされた背景――

1995年の地下鉄サリン事件をきっかけに、日本の刑事政策は厳罰化へと舵を切りました。刑罰の対象を拡大し量刑を引き上げた結果、社会的に孤立し、生活に困窮した高齢・障がい者、外国人が刑罰の網にとらえられて刑務所へと送りこまれることとなりました。

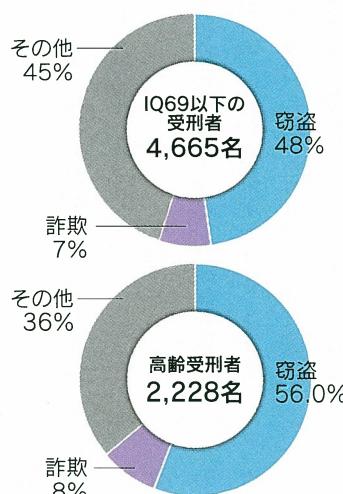
過剰収容となつた刑務所の中は、高齢者、障がい者などの社会的弱者によつてあふれかえり、そのような刑務所の内側を描いた山本譲司氏の『獄窓記』(2003年出版)や、知的障がいのある高齢男性が「刑務所に戻りたかった」という理由から起こしたJR下関駅放火事件により、この問題に対する世間からの関心が集まりはじめました。

その後の厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(2006-2008年度)」では、刑務所に収容されている知的障がい者の多くは、そもそも福祉的な支援があれば受刑者とはならずにする可能性の高い人たちであつたということ、平成19年版犯罪白書において特集された「再犯者の実態と対策」では、確定裁判後の再犯を調査した結果、

再犯に至つた者は約3割(28.9%)で、この約3割の者が、罪を犯した者全体の約6割(57.7%)に相当していました。これがわかり、再犯防止の重要性が再認識されました。

## 2

2013年度  
新受刑者の罪名別分類  
〔矯正統計年報2013〕法務省



### 排除(エクスクルージョン)から包摶(インクルージョン)への転換

こうした流れの中で、政府は2008年に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、社会全体の取り組みの中で犯罪者を生み出さないようにすることを目指すようになりました。

行動計画では、福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施が明記され、具体的には、高齢・障がい等により自立が困難な刑務所出所者が出所後ただちに福祉サービスを受けられるようになるため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して社会復帰を支援すること、また帰住先が確定しないなどの理由により、出所後ただちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受け入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するため実効性のある指導・訓練を実施することなどが掲げられました。

## 3

### 特別調整と各機関の役割

「特別調整」とは、刑務所や少年院などの矯正施設に入所している人のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える人について、退所後に福祉的な支援を受けることができるよう、各関係機関が連携して特別の手続きにより社会復帰のための調整を行ない、その再犯を防ごうとするものです。

具体的には、要件に該当する人を保護観察所が特別調整の対象に選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに協力を依頼して、帰る場所や福祉的な支援の確保を調整・支援しています。

#### ○矯正施設では

社会福祉士や精神保健福祉士、社会福祉専門官が配置されています。福祉的な支援を必要とする人を的確に把握し、保護観察所とともに特別調整対象者の選定を行ないます。

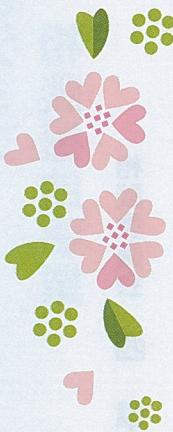
また、退所後に必要な福祉的な支援(障害者手帳の取得や年金の申請、福祉サービスの調整などを)、地域生活定着支援センター等と協力して行ないます。

福祉の手立てが必要な人を的確に把握すること、対象者のわずかな変化を見逃さず、ニーズや希望をキヤツチすること、対象者の希望の代弁を行なうこと、各種手続きを行なうこと、特別調整の対象とならなかつた人への福祉的な支援の調整を独自に行なうなど、ソーシャルワークの実践範囲は多岐にわたります。

これによって、これまで縦割りで連携がほとんどなかつた法務省と厚生労働省は「刑務所出所者への再犯防止」という共通の目標を掲げ、協力して刑務所から社会福祉へとつなげる政策を打ち出しました。

※特別調整対象者は、矯正施設被収容者であつて、次の6要件を全て満たすものとされています。

- ①高齢（おおむね65歳以上をいう）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること
- ②釈放後の住居がないこと
- ③高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること
- ④円滑な社会復帰のために、特別調整の対象となることが相当であると認められること
- ⑤特別調整の対象者となることを希望していること
- ⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること



## 特別調整の実施状況等

(平成24年末時点データ)

特別調整の区分	合計	出所済み		在所中		
		仮釈放	満期釈放	特別調整中	一般調整中	帰住先等未定
総数	535 (100.0)	8 (100.0)	45 (100.0)	68 (100.0)	280 (100.0)	134 (100.0)
特別調整の要件 ①～④該当	210 (39.3)	1 (12.5)	19 (42.2)	68 (100.0)	46 (16.4)	76 (56.7)
うち、 本人希望なし・ 情報提供不同意	60 (11.2)		10 (22.2)		24 (8.6)	26 (19.4)
特別調整の 要件非該当	325 (60.7)	7 (87.5)	26 (57.8)		234 (83.6)	58 (43.3)

調査対象施設：刑務所62庁（社会復帰促進センター4庁含む）・少年刑務所7庁・刑務支所8庁

注1 法務総合研究所の調査による。注2「特別調整の区分」は、「未判定・判定保留・その他」を除く。注3（ ）内は、総数に対する割合である。

出典：法務省研究部報告52 「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」P17・P53

○地域生活定着支援センターでは  
保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づいて、矯正施設に入所中の人に対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズと内容を確認し、事業所等のあっせんや、必要な福祉サービスを受けられるよう申請の支援を行ないます。

対象となる人が矯正施設に入所している間は、本人との面接や矯正施設に配置されている福祉士から提供される情報を得て、本人に必要な福祉的な支援を確認し、地域の社会資源につなぐ準備を行ないます。

矯正施設を退所したあとも、地域において切れ目のない支援が継続し、本人が安心して暮らせるよう、支援ネットワークの構築に向けた調整を行なうほか、福祉的な支援を必要とするものの特別調整の対象にならなかつた矯正施設を退所した人やその関係者からの相談に応じて福祉的な支援の調整・助言等を行なっています。

今回は、司法と福祉をつなぐソーシャルワークとして、その背景、特別調整や各機関の役割について書かせて頂きました。

次回からは、矯正施設である刑務所や、地域生活定着支援センターにおける社会福祉士の仕事について、実際にどのようなソーシャルワークを行なっているのかをお伝えしていきます。

### 参考文献

- 大日向秀文（2014）「高齢者・障害者の再犯防止に向けた更生保護の取組と課題等」『月刊法律のひろば』12月号（第67巻第12号）ぎょうせい
- 浜井浩一（2015）「社会問題としての再犯」『月報 司法書士』3月号（NO. 517）司法書士連合会



# くまジョブ 相談援助事業

相談委員会 西 章男

## 1. “くまジョブ”とは

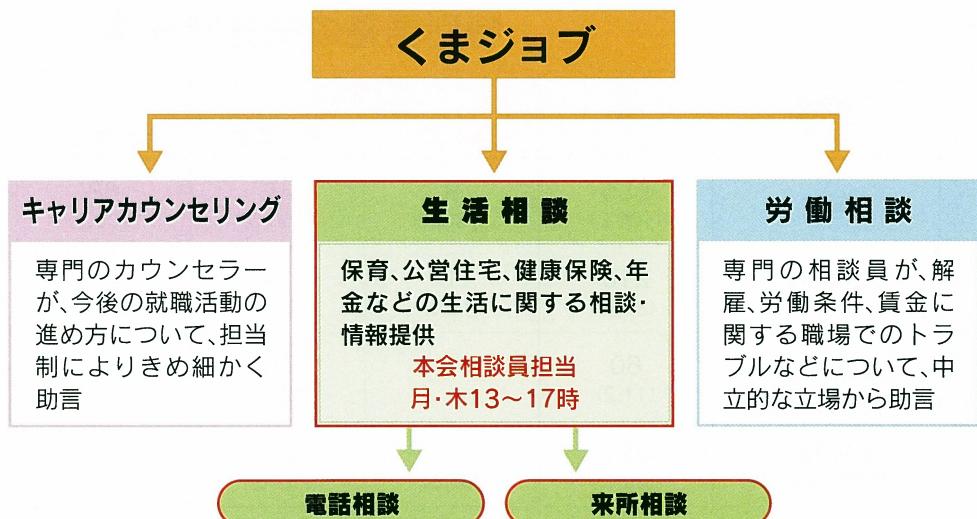
くまジョブとは、熊本県の「仕事相談・支援センター」の愛称です。

熊本県社会福祉士会は熊本県の委託を受け、平成25年度よりくまジョブに生活相談を担当する相談員を週2回(月・木の13時～17時)派遣しています。

現在は、熊本労働局がハローワークのサテライト機関として「じごとサポート水道町」を開設している朝日生命熊本ビル1階の一角で、7名の社会福祉士が生活相談担当者としてシフトを組んで対応しています。また、「仕事に関するワンストップサービスセンター」として機能しています。

## 生活相談の実際

- 年金・介護
- 引きこもり・将来の不安
- ホームレス・就労
- 失業・ライフライン停止
- 発達障害・人間関係
- ひとり親・子どもの進学
- 病気・無収入
- 保育・子どもの病気
- ...



詳しくは、くまジョブのホームページ [https://furusato-shigotonet.jp/site\\_kumajobs](https://furusato-shigotonet.jp/site_kumajobs) をご参照下さい。

## 2. 生活相談の経路

### (1) 電話相談

ハローワークや熊本県のホームページに掲載されている専用電話番号(096-351-0500)に直接かかってきます。

### ② 内職の問い合わせ

生活相談専用電話は、内職の相談電話を兼ねているため、内職の問い合わせも多くあります。大半の理由は生活困窮。子どもの保育問題、家族の介護問題などのため外に働きに出ることができない等、複数の困難を抱えています。

### (2) 来所相談

#### ① 就職活動を兼ねて

ハローワークのサテライト機関という認識で求人情報の検索や相談を目的に来る方がほとんどです。帰り際に生活相談のブースに立ち寄り相談につながるケースもあります。

#### ② 他のブースから紹介

同じフロアにいるキャリアカウンセリングや労働相談、就職相談の相談員から紹介されるケースもあります。

#### ③ その他

内職等の相談からの来所、まれに生活相談に直接くる方もいます。

## 3. くまジョブ内での事例検討

くまジョブの生活相談では、「生活相談の実際」のように、表面化され自覚している困りごとから、背後にある社会問題や排除する価値観がみえてきます。これらのことと熊本県の担当者や他職種の相談員と共有するための事例検討を年2回程度行っています。

# ぱあとなあ熊本

## 成年後見

### 基本実務研修会

成年後見委員会 山内 瑞美

6月20日(土)松橋町総合体育文化センターで、まつばせにて、「ぱあとなあ熊本成年後見基本実務研修会」が開催されました。

この研修会は成年後見人養成研修修了後、初任3年以内の「ぱあとなあ熊本会員」向けのもので、24名の参加がありました。

研修会では、受任に関する基本的な流れと受任後の実務、ぱあとなあ熊本の現状、専門職後見人としての倫理について講義がありました。気になる財産管理の基礎についても、財産目録の作成から、収支の管理方法について具体的な説明があり大変有意義な講義でした。

講義の後のグループワークでは、後見人活動の実践にあたって気になる点や注意すべき点について話し合い、和やかな雰囲気のなか集合写真を撮影して無事終了しました。

研修会は、社会福祉士が専門職後見人として活動するにあたって、「つなぐ」と「まもる」の二つの行為の大切さを改めて共有する機会となりました。



意義として、人と人、人と制度、人と社会を「つなぐ」社会福祉士の専門性が求められているように思っています。

また、自己実現はニーズではなく「権利」であり、その人らしく生きることを支えることで、本人の権利を「まもる」という立ち位置は、社会福祉士ならではだと思います。基本的な実務を行なうための知識、技術の研鑽はもちろんですが、その上で「その人らしさ」の実現を支える、そういう「社会福祉士らしさ」を、私たちは大切にしていきたいと思っています。

ぱあとなあ熊本では、現在会員数108名、受任件数は300件を超えて、規模が拡大しつつあります。「会員同士の顔のみえる関係」を大切に、会員サポートと支援の質の向上に努め、今後も研修会や会員面接を予定しています。財産管理と身上監護の両面から質の高い後見人活動を目指し、気を引き締めて取り組んでいきたいと思います。

私は昨年度に開催された第1回のSWディーで、地域包括支援センターで働く社会福祉士として話をさせていただきましたが、本年度の第2回のSWディーでは、グループワークのファシリテーターとして参加させていただき、昨年と同様、学生の皆さんとざっくばらんに楽しみながら新鮮な意見交換ができました。

SWディーに参加することでの、学生の皆さんにSWとは何かといったことをこちらから伝えるだけではなく、今の学生がどんな思いで福祉を学んでいるのか、そして、福祉に対して何を望んでいるのかを知るとても貴重な時間となりました。次回もぜひ参加させていただき、学生の皆さんとの交流ができると思います。



# ソーシャルワーカーデイに

河辺 勇太

## 参加して

### ソーシャルワーカーデイに

河辺 勇太

## 八代ブロック研修会報告

八代ブロック 永野 圭祐

6月12日(金)、八代ブロックではブロック総会に先立ち研修会を実施。熊本県南部発達障がい支援センター「わるつ」からお招きした職員の西坂亮子氏と竹田将氏が、「熊本県における発達障がい者支援の現状と課題」と題して講話を行ないました。

発達障がい者支援センターは、発達障がいの当事者や家族をはじめ、関係者や地域住民らを対象に、総合的な支援を行なうための専門機関です。熊本県内には現在、「わるつ」に加え、県北部の支援センター「わっふる」と、熊本市の支援センター「みんな」の3機関が設置されています。

八代市内に事業所を構える「わるつ」は、八代郡市だけでなく、天草から人吉・球磨まで県南地方を幅広くカバー。個々人への相談支援のほか、教師や支援者に対する研修や、事業所向けのコンサルテーション、啓発につながる情報発信など、業務は多岐にわたるそうです。

今後の課題としては、対象地域が広範囲なので遠隔地への支援が手薄になりがちなことや、各地のニーズや社会資源が異なるために同一体制での支援展開が難しいことなどを挙げておられました。

このような専門機関が八代ブロック内にあることが、たいへん心強く思えます。発達障がいへの対応は、今では社会的な課題として認識されている

ので、このような機会に福祉専門職同士の連携が進み、地域福祉のさらなる発展に寄与することを願っています。

## 菊池・阿蘇ブロック研修会報告

菊池・阿蘇ブロック 岩崎 智子

菊池・阿蘇ブロックの活動は毎年の2回の研修会が中心で、地域も3市8町と広いため、1回目を各地域で、2回目を中心部の大津町で開催しています。

今年度は第1回目を6月20日(土)に実施。西原村の「NPO法人 にしはらたんぽぽハウス」上村施設長に講師をお願いし『地域活性化と社会福祉士の対応について』アイデアは、地域活性化の宝』をキーワードにご講演いただき、後半では会員からの事例提供によるグループワーク(事例検討)を行いました。

今回の参加者は会員14名、非会員4名で、毎回非会員

の参加者に対しては入会の働きかけを行っています。

研修のテーマとなつたたんぽぽハウスは、高齢者、障がい児者、子ども等、年齢や障がいの有無を問わ

ず、地域の住民が一緒に利用し必要な福祉サービスを受けられる「共生ケア」の先駆けとなつた施設です。



きる自信が一人ひとりに変化を生んでいきます」と、嬉しそうに話され、熱い思いが地域や人を動かすパワーになつていることが伝わってきました。

現在たんぽぽハウスは、地域の子どもたちや住民が応援団となり多世代交流・多機能型施設となつていますが、今でもホームレス支援など更に活動は発展しています。「居場所作り、心作り、仕事作り」を目標に『あせらず、いそがず、あきらめず』をスローガンとして活動されていますが、これはソーシャルワークの根幹にも通じることだと感じました。

研修後の情報交換会では、実際にタンポポハウスで、地域の人々に交じり、あか牛ラーメンやあか牛カレーなどをいただきましたが、どれも本格的で美味しいものばかり! 更に元気になりました。

今後も、専門職としての悩みや課題を共有し、参考して後に元気になるような研修会・交流会を企画していくたいと思っています。会員の皆様、ぜひ菊池阿蘇ブロックの活動に参加していただき、いつしょよ地域のネットワークを盛り上げていただくよう、よろしくお願いいたします。

**公益事業 社会福祉セミナー  
スクールソーシャルワーク  
「SSW活動の理解」開催のご案内**

相談委員会 岩井 真美

相談委員会・SSW部会では会員の資質の向上を目標に、毎月研修会を開催しており、今年度も4月からすでに6回の研修を実施しました。

その研修の一環として、9月12日(土)に熊本県福祉総合センターにおいて、「SSW活動の理解」と題し、博士(社会学)の梅山佐和先生にご講演をお願いしています。

梅山先生は研究の傍ら、ご自身も京都社会福祉士会の会員として、また京都市のスクールソーシャルワーカーとしての活動も行っておられ、「子供の虐待と非行の関連性、とりわけ児童自立支援施設における処遇上の制限と子供の権利保障について」が研究のテーマと聞いております。

昨年、京都で開催された第9回日本学校スクールソーシャルワーカー学会において、基礎研修の講師として、活動に裏付けられた具体的な話を伺い、ぜひ熊本の会員にも聞いてもらいたく先生にお願いしたところ、お引き受け頂きましたので、今回の講演となりました。

会員の皆様、ソーシャルワークの実践はこれから社会福祉士の役割です。多くの方の参加をお待ちしています。

**受験対策委員会からの  
お知らせ**

受験対策委員会 楠元 崇史

当委員会では、毎年、社会福祉士および介護支援専門員の「受

験対策講座」と「模擬試験」を開催しております。本年度も左記

の日程で開催予定です。

講座では経験豊富な講師陣で、試験合格に向けバックアップ致します。

介護支援専門員の講座では、受講者によるアンケートの意見を参考に、一昨年より「講座」と「模擬試験」を二日に分けて開催し、より受講者のニーズに合わせた受講体制で開講しています。

期日：10月18日(日)の計5回  
【社会福祉士模擬試験】  
期日：10月25日(日)

【介護支援専門員受験対策講座】  
期日：9月6日(日)  
【介護支援専門員模擬試験】  
期日：9月13日(日)

※会場は全て熊本学園大学です。

会員の皆様、また職場などで受験を予定されている方がいらっしゃいましたら、ぜひ当講座までお申し込み下さい。なお、会員の方につきましては、一般受講者よりもお得な会員割引でお申し込み頂けます。

多くの方々のご参加をお待ちしております。



詳しくはホームページ  
<http://kumacsw.com/>へ

## 始動!! フットサルクラブ

この度、会員有志でフットサルチームを立ち上げることになりました。  
第1回目は、7月18日(土)フットサルパーク熊本にて、男女合わせて9名が集まりました。  
今後も、毎月1回の練習や試合を通じて、会員間の親睦を図っていきたいと思います。

**熊本県社会福祉士会フットサルクラブでは、参加メンバーを募集中です。**

老若男女、初・中・上級者、県社会福祉士会の会員(これから入会の方も可)で、楽しくできる方であればどなたでもOK!  
皆様のご参加をお待ちしております。

(詳しくは熊本県社会福祉士会ホームページをご参照下さい。)

## 天草ブロック長 高橋 浩範 ブロック紹介



天草ブロックは、天草市・上天草市・奈北町に在住の約60名の会員で構成されています。「社会福祉士としての資質向上と連携の強化を図る」という活動目的で、年2回の研修会を中心で活動しています。

2014年度の活動として、8月のブロック総会・研修会では、「天草市の児童相談について」というテーマで天草市子育て支援課の平山広一氏を講師として迎え、研修会を行いました。

平山氏からは、天草市における子ども相談のための支援体制や組織・役割等の説明がありました。仕組づくりをすることにより相談支援に繋がるようになったからか、それとも支援の必要な子ども・保護者が実際に増えているのか、相談支援ケースは増加しているそうです。

支援中の子どもから見えてくる課題は、情緒が不安定、食事や衛生面など基本的な生活習慣ができない、コミュニケーションが上手く図れない等。

保護者から見えてくる課題は、養育能力や生活能力が低い、子育てに余裕がない等を挙げられ、これらの課題解決のために、粘り強い支援の継続、関係機関との連携・支援者(子どもに関わる人の質の向上を目指していきたいとのこと)その後の質疑応答の時間では、活発なやり取りがなされました。

3月のブロック総会・研修会では、研修テーマを「成年後見制度について」とし、会員から講演をしてもらいました。浦田さおりさんから「天草市における成年後見制度の取組みについて」、別城浩光さんから「成年後見事務について」講演してもらいました。

浦田さんは、成年後見制度について、申立てに至るまでの関わりの長期化、親族との調整、受任できる専門家の不足等の課題、今後の取り組みとして成年後見制度の普及のための研修会の実施、関係機関との連携強化の話をされました。

別城さんは、受任から終了までの実施すべき事務と具体的な方法の説明。そして、実際の後見活動を通してのエピソードなどを紹介されました。二十数名の参加があり、盛んな意見交換がなされました。

研修会では、新しい会員でも連携が取りやすいように、同意を得た上で名簿を作成し、席次を決めました。その他の取り組みとして、携帯スマート・パソコンのメールを使った連絡網を導入しました。これを会員への情報提供などにも活用し、研修案内に係る作業の省力化にもつなげています。

天草は、地理的に移動時間がかかります。できるだけ参加しやすい環境で有意義な研修会が実施できるよう役員を中心に模索しています。

「仕事をいかに早く終わらせるか」をテーマにしたビジネス書をときどき手に取ることがあります。

エクセルのショートカットキーを活用し、そこで最近読んだ本に「限られた時間の中で価値のあるアウトプットを」というフレーズを発見。

効率よく仕事をする、仕事の無駄をなくすことだけでなく、同じ時間働く中で、そこで行う業務にいかに高い価値をつけることができるか、そのためには何をすればいいのかを具体的に記載してあり、面白い内容の本でした。

このCSWくまもとも「限られた紙面の中で価値のあるアウトプットを」心がけ、社会福祉士会の運営や会員の皆さんの活動内容について、良質のアウトプットができるようになります。

また読まれた方にとって良いインプットのツールになるよう頑張っていきたいと思います。



つぶやき



(広報委員 魚谷康洋)